

【認定個人情報保護団体としての役割】

NACSは、個人情報保護法第47条により、「認定個人情報保護団体」の認定を受けており、以下の3つの業務を行うことが義務となっている

- 一 対象事業者の個人情報等の取扱いに関する第52条の規定による苦情の処理
- 二 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
- 三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

- 対象事業者に対する苦情が入った場合は、苦情処理を行う
 昨年相談は0件
- 認定個人情報保護団体として、対象事業者やNACS会員等に情報発信（セミナー等）を行う予定
- 国の施策への関与、事業者への提言等（委員会、検討会に参加）
 国土交通省 「One ID導入に向けた個人データの取扱い検討会」委員
 事業者・事業者団体の第三者委員会の委員 等
- 個人情報保護委員会 認定個人情報保護団体連絡会へ出席 6月25日木曜日
- 定例会

※「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」の成立

2020（令和2年）6月12日 公布

3月10日 第201回通常国会に提出 6月5日の国会で可決、成立、公布

公布後2年以内に施行